

湖西市農業委員会議事録（4月）

招 集 年 月 日	令和 5 年 4 月 14 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	4 月 14 日（金） 午後 2 時 00 分				議長	内山 吉朗			
	閉 会	4 月 14 日（金） 午後 2 時 36 分				議長	内山 吉朗			
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 （欠席 2 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	▲	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	▲	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	7 番		石田 浩章			11 番		石田 学		
職務のため出席 した者の職氏名	次 長		吉田 善行			副主任		朝倉 麻貴		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について 4 その他 5 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 5 年 4 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

次 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 5 番の疋田晃久委員、6 番の河邊勝彦委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 12 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。ゴールデンウィークを前にして大変忙しい時期になりました。定例会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 4 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 7 番の石田浩章委員と 11 番の石田学委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。

申請番号 11 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 11 番及び図面の No. 1 です。11 番の賃借人は[]に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。この度、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[]のすぐ北に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしているとして許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 12 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 13 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。

申請番号 1 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 1 番、図面は No. 2 です。この度、近隣住民用の貸駐車場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]のところに位置する農地で、宅地と国道等で分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は普通自動車 6 台分の駐車場の転用であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。申請地は碎石敷きで、雨水は自然浸透されているため、周辺農地への影響は軽微であること、用水の受益地で

あるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと、造成等を行わないため資金がかからないこと、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。高須委員補足説明をお願いします。

高須委員

4月8日に深田推進委員と現地を確認しました。この場所は、東側が[]さんの倉庫、西側が宅地です。下の方は宅地の庭に接しております。南側は畑となっています。今も駐車場になっておりまして、現地調査時に[]さんが出てきたのですが、[]で駐車場として使っているとのことですので、周りの状態も問題なく、そのまま継続でよろしいかと思いました。以上です。

事務局

以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第13号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案書の修正があります。資料7ページをご覧ください。申請番号14番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。

申請番号11番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号11番、図面のNo.3です。この度、自己用駐車場として借り受けている北側隣接地を返却することになり、移設のための申請に及んだものです。申請地

は、[REDACTED] から [REDACTED] のところに位置し、官公庁から 500m 以内の区域にある農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、173.00 m²の土地に普通自動車 4 台分の駐車場を設置し、転用面積は適当と思われること、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させる予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員補足説明をお願いします。

柴田委員 4 月 7 日に小原委員と現地調査してきました。この場所というのは、長い引き込み道路の一番奥で傍に建物があります。自宅があります。その前に、今まで借りていた駐車場があるんですけども、それを返却ということで、新たに更に道路よりのところに駐車場を設けるという申請でありました。確認した限り、東側に農地はありますが、その農地に対して、日照、風通し、用排水とも耕作に支障が出るような状況ではないということと、排水は先ほど説明がありましたように、雨水が地下に浸透するというので、これが溢れてということも認められないと思いますから、許可相当と判断いたしました。以上です。

事 務 局 申請番号 12 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 12 番、図面は戻りまして No. 1 です。賃借人は、3 条の申請番号 11 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条申請で説明したとおり [REDACTED] のすぐ北に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 280W、1.63 m²の太陽光パネルを 356 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 918 m²のうち支柱部分 3.36 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 87 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 cm 以上、幅 100 cm 以上となっております。今

後も引き続き、消毒・殺虫剤散布を行い、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから更新について許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

4月10日に佐原推進委員と現地を確認してきました。既に審議された3条の確認が主でした。霰、雨が降っていた後だったので、少し排水に難があるかなという感じはしたんですけども、周囲に土側溝が掘ってあって、まあなんとかかなるかなといった感じです。榊の方は手が入っているような状況がありまして、まあまあ大きく育っているのも、特に問題はないかと思えます。以上です。

事務局

申請番号13番について説明します。

資料は議案書の7ページ、番号13番、図面のNo.4です。申請者は[REDACTED] [REDACTED]に本店を置き、太陽光発電事業を営む者で、このたび太陽光パネルを設置するための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置する農地で、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。事業計画は、2806㎡の土地に太陽光パネル1枚あたり3.11㎡を416枚設置して発電し、発電能力は195kwで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員

4月8日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は、地図上には果樹園となっていますけども、周りは山林に覆われていまして、他は宅地に

なっております。現在この場所は、耕作されておられません。隣接する畑などもなく、周囲に与える影響もないかと思しますので、問題ないかと思します。
以上です。

事務局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

山本委員 住宅地が隣接している場合、説明は近隣住民にされていますか。
太陽光を設置する際に必要としていますか。

事務局 湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインにおいて、近隣住民への説明は求めているはずです。

菅沼委員 苦情があってやめたところもあったと思いますが。

事務局 おそらく、ガイドラインができる前ものだと思います。

内山委員 もう耕作されていないのですか。樹園地だった頃を知っていますけども。

石田委員 ミカンを枯らしてしまつて。息子さんが辞めちゃつて、会社員になつちゃっているのです、もうできないですね。

内山委員 そうですか。

議長(会長) 他にはありませんか。
ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 14 号につきましては、原案ど

おり承認することとします。

続きまして「議案第 15 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 9 ページをご覧ください。公告予定が 4 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 3 筆、9100 m²の新規であります。

次に、議案書の 10、11 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 13 筆あります。県の農業振興公社が 12371 m²の農地を 3 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、白須賀にお住まいの森健児さんに分配を予定するものです。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 15 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きましてその他「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書(その他)と書かれた資料をご覧ください。昨年度から取組が始まり、定例会でも説明させていただいた、農水省ガイドラインを踏まえた目標設定について、今年度の目標の設定等(案)について説明します。今年度につきましては、昨年度作成した目標を基に令和 4 年度の実績を踏まえて数値を更新しています。

それでは、資料 2 ページをご覧ください。「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」については、農業経営基盤強化促進法の第 5 条第 2 項第 4 号に基づく静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の集積率と目標年度を記載することとされています。基本方針で定められている令和 12 年度の集積率 80%を目標とするにあたり、平均値を算出し、毎年度 86ha

ずつ集積する目標を設定しました。

次に、「(2) 遊休農地の解消」の「ア 既存遊休農地の解消」については、令和3年度の遊休農地面積が基準となるため昨年度と変更ございません。「a 緑区分の遊休農地の解消」については、令和4年度から令和8年度までの5年間で緑区分の遊休農地を解消する目標、「b 黄区分の遊休農地の解消」については、県、市町及び農地バンクと協議して遊休農地の解消のための工程表を作成する目標となっています。「イ 新規発生遊休農地の解消」については、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定することとされており、令和4年度に新規発生した5haを目標として設定しました。

続きまして、3ページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」については、昨年度と変更ございません。農地の権利移動面積を過去3年度の平均1割以上とすることが目標となっています。

「2 最適化活動の活動目標」についても昨年度と変更ございません。引き続き、月8回が目標です。些細なことでも大歓迎ですので記録を残していただくようお願いいたします。また、農地利用状況調査が行われる8月からを活動強化月間として設定し、随時期として、農地の集積の意向把握や新規参入の相談受付を目標として設定しています。

今年度も通知等で示されている最低ラインに近い数値で算出をしております。高い目標となっておりますが、できるだけ目標に向かって取り組んでいきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

事務局から目標案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

（意見・質問等がないか確認）

特に意見等もないようですので、目標案どおり進めていくことに決定いたします。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、5月15日（月）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議長（会長） 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会4月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後2時36分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 石 田 浩 章

委 員 石 田 学

